

知的財産戦略について

大学等の優れた知的財産の創造及び活用をめざして

(案)

平成16年5月 日
総合科学技術会議

| | |
|--|----|
| はじめに | 3 |
| 1. 大学等における発明・マテリアル・デジタルコンテンツ等研究成果の機関一元管理と研究者の流動化への配慮 | 7 |
| (1) 研究成果の機関帰属及び機関一元管理を原則とする | 8 |
| (2) 機関一元管理の下での特許等の管理・活用体制を整備する | 9 |
| (3) 研究者の流動化に配慮したルールを明確化する | 9 |
| (4) 研究ノートの使用を促す | 10 |
| (5) 日本版バイドール制度の適用を拡大する | 10 |
| 2. 研究活動における特許発明の使用の円滑化 | 11 |
| (1) 試験・研究についての考え方を整理し周知する | 11 |
| (2) 国費原資の特許発明について契約ガイドラインを策定し、公表する | 11 |
| (3) 事前の特許情報調査を周知する | 12 |
| (4) 大学等の特許情報へのアクセス環境を向上させる | 12 |
| 3. 知的財産を活用した産学官連携の強化 | 13 |
| (1) 産学官連携に関するルールの整備を支援する | 13 |
| (2) 大学における知的財産に関する総合的な体制を整備強化する | 15 |
| (3) 連携・ネットワーク化を推進する | 16 |
| (4) 各企業の産学官連携の窓口を明確化する | 17 |
| 4. 大学等における知的財産権取得の円滑化 | 18 |
| (1) 競争的資金等における間接経費の一部を特許関連費用に充当できることを明確化し周知する | 18 |
| (2) 企業等から提供される研究費の内、間接経費の一部を知的財産の取得・維持費用に充当することを奨励する | 18 |
| (3) 特許関連経費の支援を充実する | 19 |
| (4) 国立大学法人によるライセンス対価としての株式取得を認める | 19 |
| (5) 新規性喪失の例外規定を見直す | 19 |
| 5. 知的財産関連人材の育成 | 20 |
| (1) 弁護士の大幅な増員と資質の向上を図り、知的財産に強い弁護士を充実する | 21 |
| (2) 弁理士の大幅な増員と資質の向上を図る | 22 |
| (3) 知的財産専門職大学院等における知的財産教育を推進する | 22 |
| (4) 大学等の知的財産人材を確保・育成する | 22 |
| (5) 知的財産実務者データベースを整備・活用する | 23 |
| (6) MOTを積極的に推進する | 23 |
| (7) ポストドクター等を積極的に活用する | 24 |
| (8) 社会人向け夜間の講座等を整備・拡充する | 24 |

| | |
|-------------------------------------|----|
| (9) 指導者養成のための教育・研修を推進する | 24 |
| (10) 海外の大学等との連携を進める | 24 |
| (11) 知的財産専門人材のネットワーク構築を図る..... | 25 |
| (12) e-ラーニング等ITを利用した教育・研修環境を整備する... | 25 |
| (13) キャンパス外での教育を推進する | 25 |

はじめに

「知識経済」という新たな環境の下でイノベーションを生み出し、それらを経済成長の推進力としていくためには、知的創造活動を刺激・活性化し、その成果を知的財産として適切に保護し、それを有効に活用することが必要である。このような認識に基づき、総合科学技術会議において、平成14年6月に、知的財産を戦略的に創造、保護及び活用することにより国の科学技術振興を図るという重要な国家戦略をとりまとめた。また、これを受けて、活力ある経済社会を実現するための国家像として、平成14年7月に知的財産戦略大綱が取りまとめられ、その中で「知的財産立国」を目指すこととした。

このような背景の中で、知的創造活動の担い手として、大学及び独立行政法人をはじめとする公的研究機関等（以下、「大学等」という。）は、その研究活動を通じて独創的かつ革新的な研究成果を生み出し、それを積極的に社会に還元することがこれまで以上に期待されている。今後我が国が「知的財産立国」を目指すためには、大学等において、非凡な才能を有する研究者の創作意欲を一層刺激するとともに、発明、ソフトウェア、データベース等の優れた知的財産が創出され、それが社会において最大限に活用されるメカニズムを早急に構築する必要がある。

大学等における研究成果の社会還元的手段としては、これまで論文による公表が主であったが、上記のような観点から、特許等の形での権利化とその活用（技術移転等）にも積極的に取り組むことが求められている。

特許と論文は二者択一という性質のものではなく、また当然のことながら、全ての研究成果が特許化になじむものではない。大学等、個々の機関

が自らの知的財産ポリシーを明確化し、各研究成果についてどのような活用方法が最適かを迅速にかつ的確に判断することが望まれる。

このような前提の下で、昨年6月に、総合科学技術会議として、大学等の知的財産活動について積極的に取り組むべき方策の全体像をとりまとめたところであるが、本年4月の国立大学法人化を契機に、大学等においてこれらの方策の具体化が進みつつある。そこで、大学等、産業界及び国が早急に検討すべき課題を整理するとともに、課題整理の軸を示すことが必要となってきた。

大学等、産業界及び国が直面する課題の中には、既に解決策や方向性が明確になってはいるがまだ関係者に周知されていないものから、今後時間をかけて解決の道を探っていくべきものまで様々なものが含まれている。これらについて、課題として認識することが先ず重要であり、そのうえで、大学等の知的財産をより一層活性化させるための施策を展開することとする。

このような基本的考え方をもとに、総合科学技術会議は、科学技術の振興と発展の観点から、早急に検討すべき課題として5点、すなわち

- ・ 大学等における発明・マテリアル・デジタルコンテンツ等研究成果の機関一元管理と研究者の流動化への配慮
- ・ 研究活動における特許発明の使用の円滑化
- ・ 知的財産を活用した産学官連携の強化
- ・ 大学等における知的財産権取得の円滑化
- ・ 知的財産関連人材の育成

を取り上げ、本年1月21日、知的財産戦略専門調査会を再開し、計5

回にわたって集中的な検討を行ってきた。

その検討結果を踏まえて、総合科学技術会議は、大学等の知的財産活性化のあり方について、次のとおり提言する。総合科学技術会議としては、今回の提言が知的財産戦略本部による推進計画に反映されることを期待するとともに、関係府省が提言の実現に向けて一丸となって取り組むことを要請する。

なお、施策展開にあたっては、以下の点に留意すべきである。

経済のグローバル化、世界的な競争の激化・加速化といった環境の変化、及び研究者の流動化もボーダレスとなりつつあること等を踏まえ、真の国際競争力強化を目指すためには、大学等における知的財産の管理・活用方法についても、国際的に調和のとれたものとすべきである。

米国における1980年代の様々な改革及び知的財産を重視するプロパテント政策への変化が米国産業の国際競争力を回復強化させ、長期に渡る経済成長の実現に貢献したことは事実であるが、その一方で近年米国内においても、大学が関与せざるを得ない訴訟事件が増え始め、大学等において知的財産権重視の姿勢に対する批判が生まれてきていることから、新たな方策の導入にあたっては、知的財産のボーダレス化を踏まえ、先行事例を詳しく調査・分析し、その示唆する点を踏まえるべきである。

大学等がある方策を打ち出しても、そのスタート時点でそれが必ず長期的に最適化された選択であるかどうかを判断することは困難であることを踏まえ、今後は、様々な試みを可能にする環境、また状況の変化に応じた臨機応変な対応が必要であることから、大学等の自主性にに基づき、自らの特長を生かした取り組みを推進できるよう、国は環境整備を行うべきで

ある。

大学等も自律が求められ、また産業界のパートナーとして産学官連携を推進していくことに期待が寄せられているが、その一方で大学等の組織的な知的財産権活動がまだ緒についたばかりであることも併せて十分考慮し、大学等に具体的な取り組みを促す際には、参考となる資料や必要な情報を提供する等個々の課題に応じたきめの細かい対応を講ずるべきである。その際、個々の研究者の理解が十分に進められるよう情報提供の方法等についても工夫することが必要である。

大学側の体制が整備されてきていることを踏まえ、産業界も、大学等の研究成果を企業経営に活用する等、産学官連携に一層積極的に取り組むべきである。

< 具体的施策 >

1. 大学等における発明・マテリアル・デジタルコンテンツ等研究成果の機関一元管理と研究者の流動化への配慮

「知的財産立国」実現のためには、我が国の研究資源の多くを有する大学及び独立行政法人をはじめとする公的研究機関等(以下、「大学等」という。)において優れた知的財産が創出され、それが社会全体において最大限に活用されるメカニズムを構築する必要がある。このような観点から、第2期科学技術基本計画等において、大学等の研究成果である知的財産については、これまでの個人帰属から、機関帰属に速やかに移行し、機関一元管理を原則とした体制を整備すべきとされている。

総合科学技術会議は、平成13年12月、研究機関等における知的財産権等研究成果の取扱いについての基本的な考え方を取りまとめた。

これを受けて、科学技術・学術審議会産学官連携推進委員会報告『新時代の産学官連携の構築に向けて』(平成15年4月)がなされたが、これによれば、特許権や特許を受ける権利のみならず、データベース及びプログラムに係る著作権、回路配置利用権、育成者権、研究開発成果としての有体物(マテリアル)、その他技術情報やノウハウ等、大学等で生み出された知的財産等は、学内規則や契約等に基づき原則大学等に帰属させること、学外移転や具体的利用価値が認められた場合に大学等に届出後、大学等の組織管理とすること等の考え方が示されている。

現在各大学等は、この考え方に沿って、発明、マテリアル、ソフトウェア、データベース、デジタルコンテンツ等の研究成果物についての取扱い規定を定めつつあるところである。

以上の認識に基づき、以下の施策を講ずることにより、大学等が研究成果の組織的管理を行い、研究者の流動化に配慮したルールを明確にするよう促す。

(1) 研究成果の機関帰属及び機関一元管理を原則とする

）平成16年度（2004年度）中できるだけ速やかに、大学等において、知的財産の効率的活用が図られるよう、発明・考案・意匠（以下、「発明等」という。）について原則機関帰属へ切り替え、大学等の機関一元管理の体制を整備するよう促す。また、研究等において用いるマテリアル（微生物、実験動物・植物等の生物資源、化合物や材料のサンプル等）や、ソフトウェア、データベース、デジタルコンテンツ等、発明等と同様に移転の対象となるものについても、大学等において創造されたものについては、原則機関帰属とすべく、その取扱いルールを明確化するよう促す。

マテリアルについては、その利用の形態が多様であることから、その取扱いルールについては極力柔軟かつ簡潔なものとするよう促す。

ソフトウェア、デジタルコンテンツ等にかかる著作権については、職務著作の考え方を踏まえつつ、その取り扱いルールを明確化し、また、社会に無償開放するものであるのか、そうではないものなのかを明確化するよう促す。

（総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省）

）平成16年度（2004年度）中できるだけ速やかに、大学等において研究者が研究成果を創出した場合には所属機関に届け出る規定を整備するよう促す。大学院生・大学生がなした発明等については、権利の帰属は一般的には大学院生・大学生となると考えられるが、大学の施設を用いてなした発明、指導教員による教育・研究との関連が深く教員と学生との共同発明と考えられるもの等については、大学へ届出ることが望ましい。このような規定を整備した上で、大学等で特許出願等を行わない発明等に関する権利の研究者への返還を可能とするルールの整備を促す。

（総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省）

(2) 機関一元管理の下での特許等の管理・活用体制を整備する

機関一元管理の下で、大学等個々の機関が自らの知的財産ポリシーを明確化し、各研究成果の内容に応じて、権利化するか否かの判断については研究者の意向をも踏まえた上で、特許等としての保護・活用及び論文等による公表等の中からどのような活用方法が最適であるかを迅速にかつ的確に判断するシステム（体制、手続等）を早急に整備するよう促す。また、特許出願をすべきと判断した場合には、研究者に過度の負担とならないように配慮するなどして、速やかに出願を行えるよう体制を整備する。

（総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省）

(3) 研究者の流動化に配慮したルールを明確化する

平成16年度（2004年度）中できるだけ速やかに、研究者が所属機関を異動した場合において、自己の研究の継続が可能となるよう、また、発明者としての適切な還元を受けられるよう、研究者と機関の間のルールを明確化するよう促す。

なお、原則機関帰属ルールを採用している大学等に所属する研究者が他の機関へ異動した場合の、その研究者の研究成果である発明等の取扱いについては、その発明等が生じた時点で所属している機関の取扱いルールに基づくものとするのが望ましい。

その際、契約上の工夫等に加えてその他の手段の可能性も広く検討し、研究者が、異動前の大学等に権利帰属された自らの発明等の存在によって、異動後の大学等において研究を継続することに支障が生ずることがないよう、柔軟な措置を講ずるよう促す。

研究者が大学等として特別の予算を手当てしている研究プロジェクトや産学連携の研究プロジェクトに参画している等の場合には、異動後の機関が、異動前の研究成果（研究途上の成果を含め）を確認し、秘密保持や異動後の一定期間内の出願については、異動前の機関の確認を得るなどの柔軟な措置を講じておくことが重要である。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

(4) 研究ノートの使用を促す

発明者、発明が生じた時点、発明の帰属すべき機関、共同研究の成果かどうか等の明確化のため、また企業と秘密保持契約を締結している部門外で、全く同じ発明が独自に創出された場合に、嫌疑をかけられないためにも、研究ノートの積極的導入を図るとともに、研究ノートの記載・管理方法についての研修・教育を実施し、研究ノートを使用することを奨励する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

(5) 日本版バイドール制度の適用を拡大する

大学等のみならず産業界も含めた知的財産の帰属に関し、平成15年度(2003年度)には、政府向けコンテンツ(教養又は娯楽の範囲に属するもの)の開発事業について、その成果物に関する知的財産権の帰属を受託者又は請負者とできるような法案が提出されたことを鑑み、平成16年度(2004年度)以降、政府向けソフトウェアの開発事業についても、同様に知的財産権の帰属を受託者又は請負者とできるよう、必要な検討をした上で、関連法案を国会に提出する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

2 . 研究活動における特許発明の使用の円滑化

国立大学の法人化を契機に国公立大学を通して、今後更なる産学官連携の進展が期待される中、我が国においても大学等における他者の特許発明の実施に関する懸念が示されている。

現行法の解釈では、試験又は研究に対しても、特許発明それ自体を対象とし、かつ技術の進歩を目的とした試験又は研究を除き、特許権の効力は及ぶと考えられる。

しかしながら、大学等から優れた知的財産が円滑にかつ継続的に生み出されてくるためには、自由な研究環境を確保する必要があり、権利の存在がその障害になることのないよう配慮すべきである。

このような観点から、以下のような施策を講ずることにより、研究活動における特許発明の使用の円滑化を図る。

(1) 試験・研究についての考え方を整理し周知する

平成16年度(2004年度)中に、特許権の効力が及ばないとされる試験・研究についての考え方、及び研究を目的とする場合のライセンスの活用や、それを促すための指針、モデル契約等の作成など、特許権の効力が及ぶ場合において特許発明の使用を円滑化するための方策を研究現場に対して周知する。その際、大学等における自由な研究の実施が妨げられることのないよう十分配慮する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

(2) 国費原資の特許発明について契約ガイドラインを策定し、公表する

平成16年度(2004年度)中速やかに、国費を原資として得られた大学等の研究成果に関して、国と大学等との契約ガイドライン等を策定し、公表する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

(3) 事前の特許情報調査を周知する

平成16年度(2004年度)以降、研究者が自己の研究の方向性や成果を確認・評価するにあたって、先行技術調査を行うことは、重複研究を防止し、権利侵害の回避にも繋がる有効な方法であること、及び研究活動の内容・方法等を踏まえ、少なくとも他人の特許侵害の恐れがある場合には、事前に特許情報等を調査して先行技術の存在を認識しておかなければならないことを、大学等の研究者に対して周知し、大学等としてのリスク管理のあり方について検討することを促す。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

(4) 大学等の特許情報へのアクセス環境を向上させる

特許電子図書館(IPLD)の機能の向上に努めると共に、国立大学法人への専用回線接続の検討等、大学等への特許電子図書館の普及に対して積極的に支援するなど、大学等研究者が質の高い特許情報等へ容易にアクセスできる環境を整備する。

(文部科学省、経済産業省)

3. 知的財産を活用した産学官連携の強化

大学は、学術研究の推進や高度な人材の養成を通じて社会に対して責任を負う存在であり、その自主性の尊重が求められると同時に、自律的に時代や社会の期待に応えていく姿勢が求められる。大学は、歴史的には教育と研究を本来の目的としてきたが、社会情勢の変化とともに、我が国の大学に期待される役割も変化しつつあり、国立大学法人の業務として、研究の成果を普及し、及びその活用を促進することなどが位置づけられるなど、現在においては、社会貢献が教育・研究に加えて大学の「第三の使命」となっている。

近年、大学等の知的財産活動の進展等を受けて、産学官が相互に連携協力して、優れた研究成果を知的財産として積極的に創造し、活用していくことが極めて重要な課題となっており、産業界のパートナーとして、大学等に対する産業界からの期待は、今後ますます増大してくるものと予想される。

このような状況を踏まえ、知的財産を活用した産学官連携が大学等の社会貢献の極めて有効な手段の一つであることを、産業界及び大学等の双方が正しく認識し、両者が産学官に対して積極的に取り組むよう、以下の施策を講ずることとする。

(1) 産学官連携に関するルールの整備を支援する

）大学等が自らの戦略的な知的財産の活用及び共同研究・受託研究の促進を図るために、平成16年度（2004年度）以降も、大学等が、民間企業との共同研究・受託研究を実施する場合の考え方、取扱ルール（例えば、以下のようなもの）を明確化するとともに、契約書の雛形、運用マニュアル等を自ら整備し、外部に対して積極的に公表することを促す。

- ・共同研究成果の知的財産権の帰属

- ・ 営業秘密等秘密情報の取扱い
- ・ 民間企業等への権利譲渡、ライセンス等に関する考え方
- ・ 他の大学（国内・国外）等の研究者との連携により知的財産が生じた場合の取扱い

また、大学等が民間企業との共同研究、受託研究実施ルール等を作成するために必要となる留意事項、例えば不実施主体である大学の特性や企業側における実施化促進といった点を踏まえた契約上の工夫等について、各種方針、事例集等必要な情報を提供する。営業秘密の取扱いについては、教員・職員、並びに大学院生・大学生をも対象に、大学の特性等を配慮してとりまとめられたガイドラインを参考に、各大学等が適切な秘密管理を実施することを促す。さらに、知的財産権の帰属に関する大学内における取扱いルールが、教員・職員と大学院生・大学生とでは異なることを外部に対して周知することを促す。

（総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省）

）平成16年度（2004年度）以降、産学官連携の推進に伴う研究者の利益相反問題について、平成15年度（2003年度）にまとめられた参考モデル事例を周知し、各大学等における利益相反ポリシーの作成を促す。また、国立大学法人化により研究者個人のみならず大学等の組織としての利益相反の問題が生じうることに十分留意したうえで、産学官連携の多様な形態や研究分野の特性を踏まえた利益相反の問題への対応が可能となるよう、参考となる事例を作成し、周知する。

（総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省）

）多くの大学に知的財産本部が整備されたことを踏まえ、平成16年度（2004年度）以降も引き続き、大学等において、知的財産権の取扱いを含め、企業と大学等との間の協議結果を踏まえた共同・受託研究契約が

締結できるよう契約締結についての柔軟性を確保する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

) 産業界に対して、大学等が成果を実施する主体ではないこと等、不実施の場合に大学等が置かれる不利な立場に対する理解を深め、契約締結において柔軟性を確保するよう促す。

(総合科学技術会議、経済産業省)

v) 産学連携に関する具体的な進め方について、双方の理解を深め、より良い環境を整備するため、双方の話し合いの更なる充実を図るよう促す。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

(2) 大学における知的財産に関する総合的な体制を整備強化する

i) 平成16年度(2004年度)以降も、大学知的財産本部やTLOが整備されていない大学を含め、各大学において、知的財産の創造、保護、活用を進めるための総合的な体制を構築し、知的財産に関する普及・啓発、各種方針・ルールの策定、共同研究・受託研究に関する調整機能、権利化機能、技術移転機能、デジタルコンテンツに係る権利の移転機能、法務機能、創業支援機能、インキュベーション機能といった各機能について充実を図るとともに、組織間の連携を強化し、諸手続きの更なる迅速化を図るよう促す。また、他の大学等や他のTLOとの連携についても取り組むよう促す。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

ii) 特に大学知的財産本部、TLOが整備されている大学については、これらの組織各々の機能を強化するとともに、相互に連携をとりつつ、産学連携や技術移転のみならず、知的財産の創造、保護、活用に関する業務を総合的に実施するための体制を整備することとし、今後は特に以下の点を重

点的に進める。

- ・大学知的財産本部が研究成果の評価、権利化、マーケティング等を判断する際には、適切な外部人材を活用しつつ、TLOに蓄積された知識・情報を積極的に活かす体制を整備する。

- ・大学のTLOに対する出資や取締役兼任等の人的交流については、大学及びTLO関係者に対し、両者の連携・協力の意義・利点を周知する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

(3) 連携・ネットワーク化を推進する

) 移転の見込みのない特許出願・権利化が経済的な自立を困難にさせるという悪循環を防止すべく、大学知的財産本部とTLOの全国的な連携組織(「大学知財管理・技術移転協議会」)の強化・拡充を図るため、平成16年度(2004年度)以降、大学及びTLOが相互に連携をとって、産学官連携・技術移転に関する成功事例を調査し、情報の交換や共有、情報ネットワークの構築を促すとともに、意見調整やケーススタディなどを活用した人材育成活動等の充実を図られるようにする。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省)

) 平成16年度(2004年度)以降も引き続き、全国のTLOが相互に連携をとって、大学等から生じた知的財産を最適の企業等に技術移転することにより有効活用するとともに、大学知的財産本部やTLOが未整備の大学や公的研究機関(地域におけるものを含む)からの技術移転についても対処できるよう、その業務上の連携の抜本的強化を支援し、産学官連携・技術移転組織の更なる拡大を推進する。また、デジタルコンテンツに係る権利の移転についても対処できるよう推進する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省)

iii) i)及びii)と合わせて、大学知的財産本部及びTLOの全国的な連携組

織の更なる強化・ 拡充を図るため、海外の技術移転機関等との連携を推進する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省)

(4) 各企業の産学官連携の窓口を明確化する

平成16年度(2004年度)以降も引き続き、産業界に対して、産学官連携に積極的に取り組むべく、大学等と企業との交渉を円滑にかつ効率的に行うため、各企業の産学官連携の窓口を明確化するように促す。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

4. 大学等における知的財産権取得の円滑化

大学等の知的財産創出・活用は、着実に進んでいる。TLOの整備が着実に進んできている一方、大学等において知的財産本部の整備に対する積極的な取り組みが進められている。その結果、大学等・TLOからの特許出願件数は急速に増加してきている。

本年4月の国立大学法人化を契機に、大学等を通じての国内外への特許出願件数は今後更に急速に増加することが予想される。

このような状況を踏まえ、以下の施策を講ずることにより、大学等における知的財産権の取得・管理といった知的財産関連活動に関する費用を充実させる。

また、論文発表が特許取得の妨げにならないよう、新規性喪失の例外規定について検討を行う。

(1) 競争的資金等における間接経費の一部を特許関連費用に充当できることを明確化し周知する

平成16年度(2004年度)以降、プロジェクト研究や競争的資金などについて、その間接経費の一部を特許権等の取得及び維持管理費用に充当できることを明確化し周知するとともに制度の充実を図る。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

(2) 企業等から提供される研究費の内、間接経費の一部を知的財産の取得・維持費用に充当することを奨励する

企業等から提供される研究費の内、間接経費の一部を知的財産の取得・維持費用に充当することを奨励する。その際、産業界の了解を得て、繰越や他の研究成果への転用を可能とする等の柔軟な取扱いをするよう促す。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

(3) 特許関連経費の支援を充実する

国公立を通じた大学等への海外出願経費及び維持管理経費を含めた特許関連経費の支援を、競争的原理の下で、大学等の自主性を尊重しつつ、充実するとともに、各大学等に対しても必要な特許関連経費を確保することを奨励する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

(4) 国立大学法人によるライセンス対価としての株式取得を認める

平成16年度(2004年度)中に、国立大学法人の保有する技術の移転を促進するため、国立大学法人によるライセンス対価としての株式取得を認める。

(総合科学技術会議、財務省、文部科学省)

(5) 新規性喪失の例外規定を見直す

論文発表等により発明の新規性が喪失することを防止するための新規性喪失の例外規定に関し、特許制度の国際的調和の議論の動向を踏まえつつ、新規性喪失の例外が認められる期間(グレースピリオド)の見直し及び特許庁長官の指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもって発表するなどの要件の緩和もしくは撤廃をすみやかに検討する。

見直しの結論を得るまでの間は、論文(修士論文、博士論文等)の発表等により発明の新規性が喪失されないような方策について、その利害得失を含め検討する。

また、この規定があくまでも例外規定であることを研究者等に対して周知するとともに、大学側も、発表会を大学主催とする、発表会参加者が秘密保持契約を結ぶ等、運用面での工夫を行うことも必要であることを周知する。

(経済産業省、文部科学省)

5. 知的財産関連人材の育成

あらゆる制度を支えるのは人である。「知的財産立国」の実現には、知的財産の創造に加え、その権利化や紛争処理、知的財産ライセンス契約等の高度な活動に対して専門サービスを提供する専門家の増員及び育成が急務であるとされている。

知的財産の創造、保護、活用といった知的創造サイクルの各段階では、知的財産人材として、弁理士、弁護士その他、裁判所、行政機関（特許審査・審判、税関、警察）大学、企業等の各機関においてもそれぞれの役割に応じた多種多様な人材が求められており、そのような役割に応じた人材をより多く確保・育成していく必要がある。

知的財産関連人材としては、以下のような者が挙げられる。

- ・ 弁護士： 約 20,000 人
（このうち弁理士登録をしているのは約 300 人、今後法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備状況等を見定めながら、司法試験合格者を、拡大し、平成 22 年ころには毎年 3,000 人程度を目指す）
- ・ 弁理士： 約 5,700 人
（平成 15 年度合格者 550 名）
- ・ 弁理士補助業務者： 数千名規模
- ・ 特許翻訳者： 人数は不明
- ・ 企業知的財産担当者： 約 20,000 人
- ・ 司法（裁判官、調査官、専門委員）： 約 200 人（編注）
- ・ 行政（特許庁職員、著作権担当職員、税関担当職員ほか）：
約 2,800 人
- ・ 先行技術調査業務従事者（サーチャー）： IPCC 約 1,300 人
その他 人数は不明
- ・ 大学等（知的財産研究者、知的財産本部・TLO等）： 約 800 人

・知的財産関係団体職員：

数千人規模

これらを総計すると、現在の知的財産関連業務に従事しうる者の数は、多く見積もっても、5万人程度と推計される。

こうした知的財産関連人材には、法律、技術、経営、芸術、コンテンツといった多様なバックグラウンドが求められる。

また、知的財産の重要性が高まり、知的財産の関連する業務が拡大するにつれて、これまで知的財産との関わりが少なかった研究・開発・営業・企画・経営等の分野においても、知的財産の知識や実務的な能力を有する人材が必要となり始めている。特に、知的財産創造支援、権利化、ライセンス、ベンチャー育成など、知的創造サイクルの各フェーズに則した実践的な実務家を確保・育成し、企業や大学等で積極的に活用することが重要と考えられる。

以上の認識に基づき、以下の施策を講ずることにより、知的財産に関する多種多様な人材の充実を図り、企業における活用及び大学等への人材の流動化を積極的に進める。

また、知的財産関連人材を多数輩出すべく、質・量ともに充実した知的財産教育を推進する。

(編注) 東京高裁，東京地裁及び大阪地裁の知財専門部の裁判官，知財担当の調査官，知財担当の専門委員の合計数。なお，知財事件が全国に係属していることから，全国の裁判官数を基に合計すると約3300人になる

(1) 弁護士的大幅な増員と資質の向上を図り、知的財産に強い弁護士を充実する

今後企業法務としての知的財産管理が重要となるという観点からも、知的財産に強い弁護士を多数確保する。

そのため，理系、芸術系、コンテンツ系、経済系等の出身者を含む多様な人材に対する法科大学院での知的財産教育に関する自主的な取組を促す。

また司法試験の選択科目として、知的財産法を加えることについて検討を行う。

(司法制度改革推進本部、法務省、文部科学省)

(2) 弁理士の大幅な増員と資質の向上を図る

) 知的財産を中心にしたビジネスの構築・支援等の高度な専門性や国際性等を備えた弁理士を多数育成するため、弁理士の研修のあり方につき検討を行う。

) 弁理士試験のあり方等について、知的財産専門職大学院等の活用も含めて検討を行い、弁理士の量的・質的拡大を図る。

) 弁理士に業務を依頼しようとするユーザーが、弁理士を適切に評価・選定できるよう、弁理士に関する情報を積極的に公開するよう促す。

(文部科学省、経済産業省)

(3) 知的財産専門職大学院等における知的財産教育を推進する

2004年度以降、弁理士、弁護士に限らず、広く知的財産に携わる専門家を目指す者に対して、実務、ビジネス、知的財産政策、国際面を含めた教育を施し、知的財産に強い専門家を育成する知的財産専門職大学院を設置する大学の自主的な取組を促す。また、その際、将来における知的財産専門職大学院修了者の多様な活躍に向けて、大学等に対する関連情報の提供等を行う。

(総合科学技術会議、文部科学省)

(4) 大学等の知的財産人材を確保・育成する

大学等において、知的財産権の管理・運用、特に技術移転を円滑に進めるためには、マーケティングに精通する人材が必要である。また、大学等における知的財産人材は、大学等の研究者とビジネスを志向する産業界の間に立ち両者の仲介をするのであるから、ビジネスマインドやバランス感

覚が必須であり、このような人材を多数確保育成する必要がある。そのため、

）弁理士、弁護士、産業界それぞれの関係団体の協力を得て、大学等の知的財産活動に参画できる優秀な人材（民間企業において知的財産に関する知識経験が豊富な者及び高度な実務能力を有する弁理士や弁護士）に関する情報公開の周知及び更なる充実を図り、大学等の求めに応じて適切な人材を紹介・斡旋できるようにする。

）大学等の知的財産人材を多数育成するため、実務を担当する者に対するケーススタディを中心とした教育・研修に関する取組を支援する。

（総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省）

(5) 知的財産実務者データベースを整備・活用する

大学等及びTLOにおいて、優れた研究成果を価値ある知的財産とするためには、その知的財産関連業務を効率的に実行するための実務担当者が必要である。大学等やTLOが、企業知的財産部、特許調査会社、弁理士事務所等に所属する先行技術調査能力等の優れた人材を活用できるよう、一定以上の要件（経験年数、第三者の推薦等）を満たした人材をデータベース化し、活用する仕組みを検討する。

（総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省）

(6) MOTを積極的に推進する

知的財産の専門家としては、知的財産と他の専門分野の両方の知見を有する人材が必要である。このような観点から、知的財産の戦略的なマネジメントを担う人材を育成するMOTプログラム等の各機関の自主的な取組を促進する。

（総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省）

(7) ポストドクター等を積極的に活用する

科学技術に精通したポストドクター等の中には、知的財産に関する知見を習得すれば、優れた知的財産人材として活躍することが期待できる人材もいるものと思われ、このような人材が知的財産関連の知識・経験を習得することを支援する。

(総合科学技術会議、文部科学省、関係府省)

(8) 社会人向け夜間の講座等を整備・拡充する

既に一定の知識や実務経験を有する社会人が、知的財産関連の知識を習得するためには、大学あるいは大学院に昼間の課程で入学し学習することは實際上極めて困難であり、また時間的・費用的ロスが大きい。

このことを踏まえ、法科大学院をはじめとして、社会人を教育する夜間の講座等の整備・拡充をするため、各大学の自主的な取組みを促すとともに、大学の特性に基づきそのような取組を適切に評価することを促す。

(総合科学技術会議、文部科学省)

(9) 指導者養成のための教育・研修を推進する

知的財産関連の人材育成を一層強化するためには、知的財産に関する知識のみならず、その指導方法に精通した指導的人材の充実が不可欠である。そのため、知的財産に関する知識のみならず、その指導方法も含めた、指導的人材養成のための教育・研修に関する取組みを推進する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

(10) 海外の大学等との連携を進める

知的財産分野は国際的な広がりを持っていることを踏まえ、各国の知的財産法制度などに精通し、国際的にも通用する知的財産人材を育成するため、大学がそれぞれの目的・理念等に応じ、海外の大学等との連携を進め、海外の知的財産専門家などを活用することを促す。

(総合科学技術会議、文部科学省)

(11) 知的財産専門人材のネットワーク構築を図る

知的財産関連業務は広範にわたっており、一人で全ての専門分野に精通することは不可能である。広範にわたる知的財産関連業務に迅速かつ的確に対応できるよう、知的財産専門人材のネットワーク構築を推進する方策を検討する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

(12) e-ラーニング等ITを利用した教育・研修環境を整備する

知的財産関連業務に直接携わる担当者だけでなく、広く研究や企画等に関わる者に対しても、知的財産の知識を習得する機会を提供するため、e-ラーニングや通信教育等ITの活用による教育・研修環境の整備について検討する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

(13) キャンパス外での教育を推進する

知的財産関連業務について、企業知的財産部門や弁理士事務所で知的財産実務を経験する等、キャンパス外での教育(インターンシップの活用等)を積極的に推進する。そのため、大学の実情を踏まえてこのような外部での学習についてもインセンティブを与える具体的施策について検討する。

(総合科学技術会議、文部科学省、経済産業省、関係府省)

知的財産戦略専門調査会名簿

(議員)

| | | |
|----|-------|------------|
| 会長 | 阿部 博之 | 総合科学技術会議議員 |
| | 大山 昌伸 | 同 |
| | 薬師寺泰蔵 | 同 |
| | 岸本 忠三 | 同 |
| | 黒田 玲子 | 同 |
| | 吉野 浩行 | 同 |
| | 黒川 清 | 同 |

(専門委員)

| | |
|-------|-------------------------|
| 相澤 英孝 | 一橋大学教授 |
| 秋草 直之 | 富士通株式会社代表取締役会長 |
| 新井 賢一 | 東京都臨床医学総合研究所研究統括顧問 |
| 荒井 寿光 | 内閣官房知的財産戦略推進事務局長 |
| 稲蔭 正彦 | 慶應義塾大学教授 |
| 浮川 和宣 | 株式会社ジャストシステム代表取締役社長 |
| 江崎 正啓 | トヨタ自動車株式会社知的財産部主査 |
| 齊藤 博 | 専修大学法科大学院教授 |
| 竹田 稔 | 弁護士 |
| 田中 信義 | キヤノン株式会社常務取締役 |
| 中島 淳 | 弁理士 |
| 野間口 有 | 三菱電機株式会社執行役社長 |
| 原山 優子 | 東北大学教授 |
| 廣瀬 全孝 | 産業技術総合研究所次世代半導体研究センター長 |
| 藤野 政彦 | 武田薬品工業株式会社相談役 |
| 松重 和美 | 京都大学副学長・教授 |
| 森下 竜一 | アンジェスエムジー株式会社取締役、大阪大学教授 |
| 山本 貴史 | 株式会社東京大学TLO代表取締役社長 |